

「野焼き」が原因の火災が増えています

「野焼き」は、環境に関する法令により、どんど焼きなどの風俗習慣上や宗教上の行事に伴うもの、キャンプファイヤーなどの学校教育活動に伴うもの等を除き、原則禁止されています。

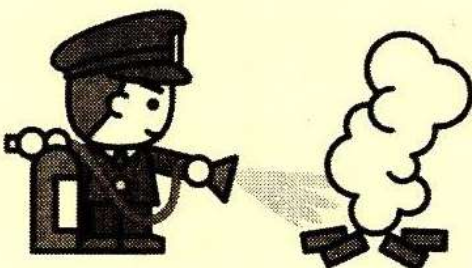


これからの季節、気候が穏やかになり農作業等が盛んになるため、「野焼き」が原因である火災が多発する時季となります。

この「野焼き」が原因である火災を防止するために、家庭ゴミや落葉・剪定枝等は、燃やさずに「ごみ収集日」に出すようにしてください。少量の落葉や剪定枝の焼却であっても、煙等により多くの苦情が市に寄せられているのが実情です。

また、例年野焼きの飛び火により家屋や付近の森林等が燃える火災も発生しています。「消火した、灰になったから大丈夫」と思っても、強風にあおられると、火種が再燃して火災になることもあります。

ご自身とご近所の安全安心のためにも、ぜひ、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



「自分は大丈夫、火事を出すはずがない」と思わずに、野焼きはやめましょう！

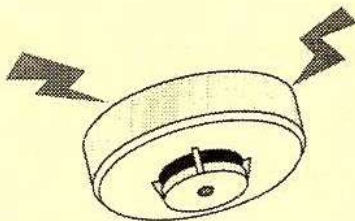
住宅用火災警報器は 日頃の維持管理が大切です。

住宅用火災警報器は早期に火災を発見し、大切な命、財産を火災から守るため、前橋市火災予防条例で設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器の設置義務化から約10年が経過し、初期に設置された警報器の中には、電池切れや故障が原因で火災発生時に警報器が正常に作動しなかったという事例が全国的に発生しています。

万一の時に正常に作動するよう、日頃から維持管理を行いましょう。

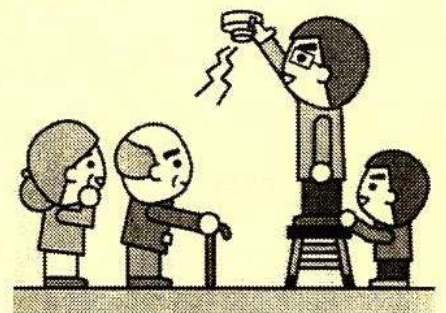
住宅用火災警報器にも寿命があります。



設置から約10年を経過すると、電池切れや機器の劣化により正常に作動しなくなるおそれがあります。設置後10年を目安に、古くなった機器は新しいものと交換をして、「安全・安心」を備えましょう。

定期的な作動試験や機器のお手入れをしましょう。

- ① 点検ボタン（警報停止ボタン）を押す又は点検ひもを引いて、定期的に作動確認をしましょう。電池切れや故障を知らせる音が出た場合、何も反応が無い場合は、新しい機器との交換が必要です。
- ② 誤作動の原因となるため、汚れやホコリが付着した場合は掃除をして下さい。



火災予防相談・住宅用火災警報器に関するお問い合わせ・ご相談は下記まで

北消防署 地域安全係
電話 027-231-0119
北消防署 白川分署
電話 027-288-2719



前橋市消防局